



2022年  
4月1日から

## 成年年齢が18歳になります！

2022年4月1日に18歳、19歳の方は、2022年4月1日に新成人となります。それ以降は18歳の誕生日に成人となり、高校生でも法律上「大人」として扱われることとなります。

### 成年になると…

- 親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。

例) 携帯電話の契約、アパートを借りる、クレジットカードを作る、ローンを組む など

- 未成年者取消権※が行使できなくなり、簡単に契約を解除することができません。

※未成年者取消権…未成年者が親の同意なく契約をした場合、一定の場合(成人だと偽って契約した場合や、おこづかいの範囲の少額な契約の場合など)を除いてその契約を取り消すことができる権利。

- 契約に関する知識や社会経験が少ないため、悪質な事業者狙われやすくなります。

### 若者がトラブルに巻き込まれる要因

新成人になりたての20歳～24歳の相談件数は、18歳・19歳の約1.5倍です。

#### ◆知識・経験不足につけこまれる

契約の内容をよく理解しなかったり、よく確認しなかったりしたまま、相手の誘いによって署名や捺印をしてしまう。

#### ◆うまい話に弱い

「絶対に儲かる」「お金を増やせる」などのうまい話にのせられ、高額な商品やサービスなどの契約をしてしまう。勧誘してくる相手が高価なブランド品を身につけていたり、呼び出された場所が一見豪華な内装のオフィスだったりすると、その雰囲気流されて契約をしてしまう。

#### ◆強い押しに弱く断りきれない

断ろうとしても「今日中なら安価で契約できる」「すでにあなたの担当者が決まっている」などと断りにくい状況に追い込まれて契約をしてしまう。

### 契約とは…

- ◆契約＝法的な拘束力を持つ約束
- ◆お互いの意思表示が合致すれば、契約書がなくても口約束で成立する。
- ◆原則として一方の都合だけでやめることはできない。
- ◆契約をするか、誰とどのような契約をするかは自由。(契約自由の原則)

契約の重みや内容をよく理解しないまま安易に契約をするのはトラブルのもとです。契約に関する様々なルールを知り、**契約する前によく検討することが大切です。**

消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』 → 最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ (24時間対応)

# 若者に多いトラブル

「**お金**」 「**美**」 「**恋愛**」

トラブルにあうきっかけは・・・

- インターネット・SNSの広告、書き込み
- SNSで知り合った人からの誘い
- 友人・知人からの誘い など



## 儲け話

「誰でも簡単に儲かる」「すぐに元がとれる」などのうまい儲け話に飛びつかないようにしましょう。楽をして儲けられるわけがありません。絶対に話にのらないでください。先輩や友人に誘われてもきっぱり断りましょう。

## エステ・美容医療

「無料体験」などの広告につられて安易に店舗に行かないようにしましょう。言葉たくみに強引に勧誘され、高額な契約をさせられるケースがあります。急かされてもその場では契約せずによく考え、いやだったらきっぱり断りましょう！

## ネット通販

通信販売はクーリング・オフができません。購入する前に、サイトのすみずみまでよく読み、納得してから注文しましょう。「定期購入ではないか」「返品・交換ができるか」などを確認し、画面をスクリーンショットで記録しておきましょう。

## 出会い系

SNS等で知り合った見知らぬ人を簡単に信用しないでください。「会いたい」「相談にのってほしい」などと誘い、投資をもちかけたり出会い系サイトに誘導したりして、様々な手口でお金を支払わせる手口です。好意につけこまれないようにしましょう。

## トラブルにあわないために

- ①「契約」はよく考えてから！
- ②「儲け話」に飛びつかない！
- ③ネット上で知り合った人を簡単に信用しない！
- ④必要がなければ「契約はしない」ときっぱり断る！
- ⑤普段から情報収集をして警戒を！

## 消費者の味方！クーリング・オフ制度

一定の期間内であれば、無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度。訪問販売や電話勧誘などの不意打ち的な勧誘による契約等にこの制度が設けられています。

## 消費者トラブルから身を守る!!

- 「自分は大丈夫！」と思わない
- 「もしかしたら罠かも」と警戒する
- 困ったときは一人で悩まず、信頼できる人や公的機関にすぐに相談する

## 消費生活無料法律相談会開催日



・3月 9日(水) [ 午後 1 時 30 分から  
午後 3 時 30 分まで ]

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

## 庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁 1階)  
《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)  
《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

相談してケロ!



☆消費者ホットライン(188)もご利用ください☆



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。  
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452